世界遺産の保全状態等に関する定期報告等について

1. 定期報告の概要

(1)根拠

第22回世界遺産委員会(平成10年、京都市)において、世界遺産一覧表に記載された遺産の世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講じることが世界遺産条約の履行における世界遺産委員会の重要な役割であるとの認識に立ち、各締約国が自国に所在する世界遺産の保全状態等に関して定期的に報告を行うことが決定された。

(2)目的

- ①条約の履行状況評価
- ②世界遺産の価値の維持状況評価
- ③世界遺産の環境や保全状況の変化に係る最新情報の把握
- ④条約の履行及び世界遺産の保全における地域的協力、締約国間の情報・経験の 共有のメカニズムとしての機能

(3)報告内容

各締約国は、世界遺産条約第29条に基づき、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置や他の行動に関し、6年毎に提出する。

様式は「世界遺産条約履行のための作業指針」に定められており、セクション I「締約国における世界遺産条約の適用」とセクションII「特定の世界遺産物件の 保全状態」で構成される。

①セクション I 「締約国における世界遺産条約の適用」

世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全般に関する報告。

②セクションⅡ「特定の世界遺産物件の保全状態」

個々の世界遺産の保全状態に関する、各遺産物件ごとの報告。

(4)スケジュール

世界遺産委員会は、地域ごとに、世界遺産一覧表に記載された遺産の保全状態を含む定期報告を審査することとなっており、我が国が属するアジア・太平洋地域については、2012年の第36回世界遺産委員会において第2巡目の定期報告が審査される予定で、各締約国は2011年7月31日までに記入した様式を世界遺産センターに提出することになっている。(実際にはオンラインツール上で実施)